

「交通事故をなくす運動」富田林市推進本部補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象者は、交通安全思想の周知徹底と正しい交通規則の実践を習慣づける運動の推進及び交通事故の防止を目的とした事業（以下「補助事業」という。）を行っている「交通事故をなくす運動」富田林市推進本部とする。

2 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の目的を達成するための経費のうち、会議費、事業費、印刷製本費、消耗品費その他市長が特に必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、毎年度市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に基づき市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等により審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第6条に基づき、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、規則第10条第2項の規定に基づき、補助金の全部を概算払により交付するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後やむを得ない理由により補助事業の内容を変更しようとするときは、規則第7条第1項の規定に基づく承認を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第9条の規定に基づき、実績報告書及び必要書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第9条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、概算払により交付した補助金の精算を行わなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の執行の適正化を期するために必要に応じて指導及び助言を行い、並びに監査の請求をすることができる。

(暴力団の排除)

第11条 補助事業者は、富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）及び富田林市暴力団排除条例施行規則（平成25年富田林市規則第42号）を遵守し、暴力団の排除に努めなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が規則第11条各号の規定に該当する場合又はこの要綱に違反する場合は、交付した補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行上必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度に係る事業から適用する。